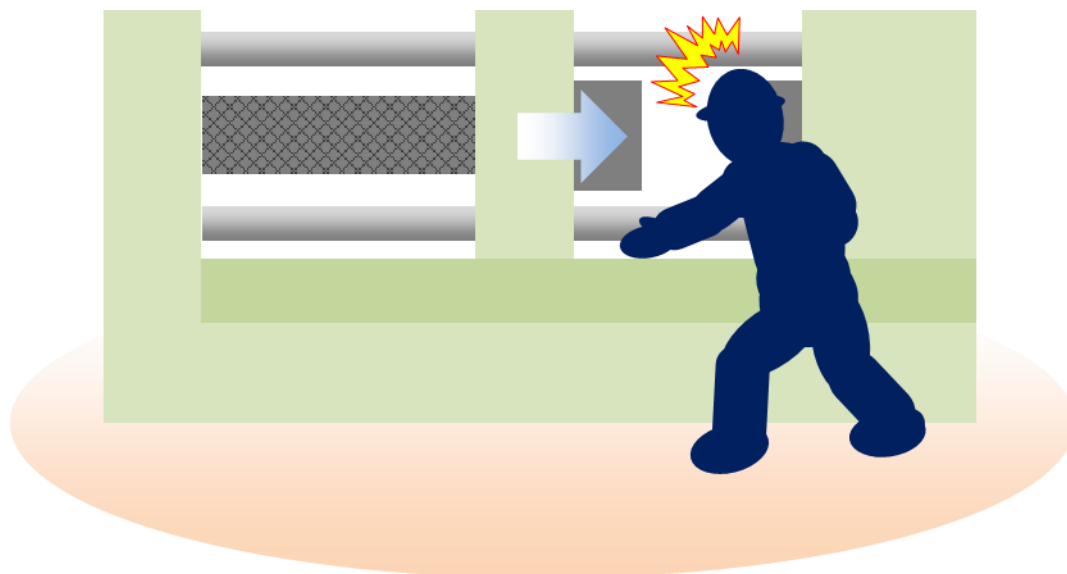


鑄造装置による死亡災害

令和2年12月発生 40歳代男性 彦根労働基準監督署管内



災害発生状況

被災者は、自動で鑄造部品を製造する一連の鑄造装置の運転業務に従事していた。

鑄造装置に溶融した金属が注入される前段階において、油圧機構による金型の閉止及び締め付けが行われるが、閉じる金型に頭部をはさまれたことにより死亡したものの。

災害発生状況を確認した者がいないため、災害発生に至る詳細な経緯等は不明である。

災害発生原因等

災害発生に係る鑄造装置は、自動運転により運用されており、生産にあたって特段の操作、作業が要求されないため、金型の間にはさまれること自体を防止するカバー等が設置されていなかったこと。

鑄造装置の自動運転を一旦停止して行う、不具合の復旧作業等に関する安全作業標準が作成されていなかったこと。